第七条を第六条とする。

第八条第一項第三号中「含有主成分量」を「主成分の含有量」に、「主要な成分」を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。

第十条第三号中「複合肥料」の下に「（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を主成分として保証する肥料をいう。第六号において同じ。）」を加え、同条第八号中「微量要素複合肥料」の下に「（マンガン及びほう素を主成分として保証する肥料をいう。）」を加え、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とする。

附　則

この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百九号

愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

愛玩動物看護師法の施行期日は、令和四年五月一日とする。

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表法第十九条第一項の項を次のように改める。

法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
	患者に	患者（六十五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者及びこれら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。）に
	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3　この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。